

令和7年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和7年3月21日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

1 指示の内容

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの移動が考えられず、制限する必要がないと判断される水域を除く。）において採捕したコイを持ち出し、他の水域（当該水系以外の河川・湖沼等）に放流してはならない。

この場合、当該水系の範囲等については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

長崎県告示第 163 号

令和 7 年長崎県内水面漁場管理委員会指示第 1 号に基づく水系の範囲等を、次のとおり定める。

なお、令和 6 年長崎県内水面漁場管理委員会指示第 1 号に基づく水系の範囲等（令和 6 年長崎県告示第 168 号）は、令和 7 年 3 月 31 日をもってこれを廃止する。

令和 7 年 3 月 21 日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 水系の範囲

- (1) 船津川水系（諫早市）及びこれと接続一体をなす水面
- (2) 小深井川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (3) 本明川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (4) 宮村川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (5) 佐世保川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (6) 中島川水系及びこれと接続一体をなす水面